

令和 3 年 3 月 23 日
高齡施策担当部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者等の指定について

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 2 第 1 項および第 115 条の 12 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について、下記のとおりとする。

記

1 区内指定地域密着型サービス事業者等

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	利用定員
やはら翔裕園 練馬区谷原四丁目 12 番 24 号	社会福祉法人 長 寿村	令和 3 年 5 月 1 日	18 名

看護小規模多機能型居宅介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	登録定員
やはら翔裕園 練馬区谷原四丁目 12 番 24 号	社会福祉法人 長 寿村	令和 3 年 5 月 1 日	25 名

2 区外指定地域密着型サービス事業者

地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	練馬区民 利用者数
いきいき・がくだい 東京都目黒区碑文谷五丁目12番 1号	特定非営利活動法 人いきいき福祉ネ ットワークセンタ ー	令和 3 年 2 月 1 日	1 名
デイサービスセンター福寿こが ねい緑町 東京都小金井市緑町五丁目13番 25号	株式会社日本アメ ニティライフ協会	令和 3 年 2 月 1 日	1 名